<４月から労働法制が大きく変わります！>

改正労働基準法等に関する実務研修会を開催します

瀬峰労働基準監督署

働き方改革関連法による改正労働基準法や改正労働安全衛生法などが，平成31年４月から順次施行されます。これにより次年度から労働法制が大きく変わります。

当署は，これら改正法の円滑な施行のために，事業場で労務管理等の実務に従事している皆様方などを対象とした研修会を下記により開催します。

今回の研修会では，現在の労働法制と改正法の内容を合せて説明しますので，労働法は詳しくないという方も是非ご参加ください。

参加ご希望の場合は，裏面の申込書で事前にお申し込み下さい。

記

１　日　時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 日時 | |
| 第１回 | 平成31年１月23日（水） | 時間は各回とも以下のとおり   1. 10：00～12：00 2. 13：30～15：30 |
| 第２回 | 平成31年２月７日(木) |
| 第３回 | 平成31年２月13日（水） |
| 第４回 | 平成31年２月19日（火） |
| 第５回 | 平成31年３月６日（水） |
| 第６回 | 平成31年３月19日（火） | ① 10：00～12：00 |

２　場　所

瀬峰労働基準監督署会議室（栗原市瀬峰下田50-８）

（駐車場が手狭となっています。なるべく相乗りするなどしてご協力をお願いします。）

３　内　容

1. 法定労働時間制度の概要
2. 残業時間の上限規制（36協定締結・届出の実務を含む）
3. 勤務間インターバル制度
4. 年次有給休暇付与の義務化
5. 月60時間超残業の割増賃金率の引上げ（割増賃金計算実務を含む）
6. 労働時間把握の義務化
7. 「フレックスタイム制」の拡充
8. 「高度プロフェッショナル制度」の創設
9. 産業医・産業保健機能の強化　など

**【申込み先】 瀬峰労働基準監督署**

**Fax 0228-38-3132**

改正労働基準法等研修会参加申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | | |
| 連絡先  電話番号等 |  | | |
| 参加人数  （参加を希望する人数を各回ごとに分けてご記入ください。  なお，会場の都合上，日程変更をお願いする場合があります。） |  | ①  10：00～ | 13：30～ |
| 第１回  １月23日（水） | 名 | 名 |
| 第２回  ２月７日（木） | 名 | 名 |
| 第３回  ２月13日（水） | 名 | 名 |
| 第４回  ２月19日(火) | 名 | 名 |
| 第５回  ３月６日(水) | 名 | 名 |
| 第６回  ３月19日(火) | 名 | 名 |
| 質問事項等 |  | | |

※説明をご希望の事項等があれば質問事項等欄にご記入下さい。